

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

(新設)

	担当課	保健福祉課	検索番号	
法令名	社会福祉法	根拠条項	140	
許認可等	社会福祉連携推進方針の変更の認定			
(根拠規定)				
[社会福祉法第140条]				
社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進方針を変更しようとするときは、認定所轄庁の認定を受けなければならない。				
(許認可等の基準)				
[社会福祉連携推進法人の認定等について(令和3年11月12日付け社援発1112第1号厚生労働省社会・援護局長通知)]				
(その他)				